

埼玉県高等学校PTA連合会に係る個人情報保護に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、埼玉県高等学校PTA連合会（以下「県高P連」という）が県高P連の業務をとおして取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関し、県高P連の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守り、県高P連の業務の健全な向上をはかることを目的とする。

(個人情報保護基本方針)

第2条 県高P連は、個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、会員および社会的な信頼を確保する。

2 個人情報保護基本方針は、県高P連正副会長会が決定し、公表する。

(個人情報の定義)

第3条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述等により、当該本人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

(個人情報収集の原則)

第4条 県高P連が行う会員の個人情報の収集は、県高P連の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、県高P連が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第6条の各号に該当する者に開示されることがあることについて、明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

(個人情報利用の原則)

第5条 県高P連による会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

(第三者への個人情報提供の制限)

第6条 県高P連は、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 県高P連が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合
- (2) 県高P連が加盟し、会員の利用を主目的とする提携事業を行っており、提携事業の遂行のために必要な場合
- (3) 法令等により、県高P連が相手方に当該情報を提供することが義務づけられている場合

(情報管理の原則)

第7条 会員の個人情報を扱う県高P連の部署・担当者は、県高P連において収集・蓄積された個人情報に対して、不正な破壊、改ざん、紛失、或いは目的外の利用、不正な流出等が何人によっても行われることのないように厳正に管理しなければならない。

(会員の開示請求等)

第8条 県高P連は、県高P連が管理している個人情報に関して会員本人より開示請求がなされた特には、遅滞なく当該個人情報を閲覧に供し、或いは、コピー等を交付することにより開示しなければならない。但し、開示する文書の中に第三者に関する個人情報が含まれる場合においては、当該部分を削除した上で開示するものとする。

- 2 会員は開示された個人情報の内容につき誤りがあると考えられる場合には、正しい情報への訂正を請求することができる。
- 3 県高P連は、会員からの訂正請求に理由がある場合には遅延なくこれを訂正するものとし、訂正請求に応じない場合は、その理由を本人に通知するとともに訂正請求がなされたことを当該情報の原本に付記しなければならない。
- 4 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条による個人情報保護審査会に不服申立てをすることができる。

- (1) 第三者の個人情報として除外されたことによる非公開の確証を求める場合
- (2) 本人の訂正請求に県高P連が応じない場合
- (3) その他、本人の個人情報の取扱方法に関して苦情がある場合

(個人情報保護審査会)

第9条 県高P連は、個人情報の適切な収集、管理、利用、保護等を推進するにあたり、個人情報の開示、訂正、苦情等に関する適法、適正な取扱いを図るために、県高P連正副会長会のもとに個人情報保護審査会を設置する。会長は、この個人情報保護審査会に以下の各号について諮問する。

- (1) 個人情報に関する不服申し立てについての審査
- (2) 個人情報保護方針に関する諮問
- 2 個人情報保護審査会の組織と運営等については、別途定める。

(会員外個人情報保護)

第10条 県高Pが取得した会員外個人情報についても本細則を準用する。

(個人情報保護法等の遵守)

第11条 個人情報保護の管理運用にあたっては、本細則の他、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法規に拠るものとする。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、正副会長会において行う。

附則 本細則は平成30年6月15日より施行する。